＜別　紙＞

『豊平川安全利用検討会』の公開方針

（１）　傍聴対象者

・　傍聴対象者は､原則的に制限しないこととし､会場に入りきれない場合は先着順とする｡但し、円滑な審議を行うため、委員会中は意見を述べることができないものとする。

（２）　検討会開催の案内

・　検討会開催の案内については、国土交通省 北海道開発局 石狩川開発建設部の情報掲示板（更新履歴等）により行う。

（３）　検討会資料等の公開

・　検討会資料については、原則的に公開する。

・　議事の詳録及び骨子の作成は行うものとする。また、詳録及び骨子のとりまとめ方は以下のとおりとする。

①　詳録（案）、及び骨子（案）は、検討会終了後、事務局（国土交通省 北海道開発局 石狩川開発建設部 札幌河川事務所）が作成する。

②　①で作成された詳録（案）、及び骨子（案）について検討会委員長、委員の確認を得た後に、骨子については情報掲示板等において公開する。詳録については、閲覧の希望があった場合に、その希望に応じる。

③　上記①、②において、詳録及び骨子は、発言者名の記載は行わないこととする。

（４）　記者会見

・　検討会終了後の記者会見は原則的に行わない（ただし、委員長が必要と認める時は行う）。

（５）　その他

・　これに定めるもののほか、検討会の公開に必要な事項は、検討会で定めるものとする。